

人口減少対応型過疎地域等政策支援事業（空き家等活用促進タイプ）

質問回答書

【7月8日質問分】

番号	質問内容	回答
1	対象町村の要望に応じて対応するため、受託者において、支援員を複数名設置して、要望内容に応じて対応することとして、よろしいでしょうか。	仕様書4(1)アに記載のとおり、支援員を複数名設置することは差し支えありませんが、設置した支援員は、必ず複数の市町村の支援に従事していただきますようお願いいたします。(特定の市町村の専任とならないようにしてください)
2	仕様書では「データ収集の支援」とありますので、支援員の業務にデータ収集業務は含まれないと考えてよろしいでしょうか。(あくまでも、必要なデータ内容の助言と考えてよろしいでしょうか。)	データ収集の手法、整理、活用方法などについて指導・助言をしていただくことを想定していますが、その業務に付随するものとして、データの一部を収集いただくことはあり得るものと考えています。
3	対象町村の要望により、調査や資料作成・分析等の指導助言以外の業務が発生した場合の委託料の取扱いはどのようになるのでしょうか。	仕様書の範囲で実施をお願いするものであり、単なる事務補助のような業務は対象外となります。 対象市町村の要望により、市町村への指導助言をするにあたって追加的に業務が生じた場合は、委託料の対象となりますが、その実施に当たっては別途協議をお願いします。
4	本業務における責任者の設置に伴う責任者人件費の取扱いはどのようになるのでしょうか。	責任者人件費は対象外となります。
5	「委託料は支援員の活動に要する経費のみを対象」とありますが、受託者の経費についてはどのような取扱いになるのでしょうか。	業務実施に当たり必要となる一般的な諸経費については対象としていただいて差し支えありません。